

委託業務仕様書

委託業務名	置賜広域行政事務組合長井クリーンセンター中継施設運転管理業務委託
業務場所	長井クリーンセンター中継施設 山形県長井市舟場30番1号地内 千代田クリーンセンター 山形県東置賜郡高島町大字夏茂2933番地 長井クリーンセンター小国中継施設 山形県西置賜郡小国町大字沼沢1616番地
契約期間	契約締結の日から令和21年7月31日までとする。ただし、契約締結の日から令和11年7月31日までは輸送車両3台を準備する期間及び業務引継期間とする。
履行期間	令和11年8月1日から令和21年7月31日まで
業務の概要	本組合構成市町である長井市、白鷹町、飯豊町の一般廃棄物の収集可燃ごみ及び直接搬入の可燃ごみ等を受入れ、機械操作等により圧縮してコンテナに積み替える中継施設の運転管理業務及び積み替えしたコンテナを千代田クリーンセンターまで輸送する業務。また、長井クリーンセンター小国中継施設で受入れた可燃ごみ、不燃ごみを積み替えしたコンテナを長井クリーンセンターまたは、千代田クリーンセンターへ輸送する業務。

1 目的

この仕様書は、置賜広域行政事務組合（以下「発注者」という。）とこの業務を受注した者（以下「受注者」という。）との間に、長井クリーンセンター中継施設（以下「中継施設」という。）の施設運転管理業務委託及びごみ輸送業務委託の適正を期するため、契約書に定めるものの他必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

(1) 施設運転管理業務

ア 受注者は、中継施設に搬入された可燃ごみ及び可燃性粗大ごみを、機械操作等により、コンテナへの積み替えを行い、適正に施設の運転管理を行うものとする。業務の作業要領については別紙中継施設運転管理要領のとおりとする。

イ 前号による業務は、中継施設とその関連設備について「置賜広域行政事務組合長井中継施設取扱説明書」に従って適正に行うものとする。

ウ 受注者は、中継施設運転開始前及び終了後、各設備の機器等(コンテナ含む)の点検、給油及び清掃等の作業を毎日実施し、特に発注者が指示した場合も同様とする。

エ 勤務時間は、置賜広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等の条例の施行に関する規則第5条を参考とし、本業務に支障が無いものとし、搬入されたごみは原則としてその日のうちに処

理するものとする。ただし業務の繁閑により遂行しがたいときは、発注者の指示によるものとする。

オ 休業日は、毎週土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日並びに年末年始（組合で定める）とする。ただし、本組合で定めるごみ受入日（8日間程度）を除く。

カ 発注者は、必要があると認めたときは受注者に対しエ号の勤務時間を超え、又はオ号の休業日に勤務することを要請することができる。ただし、受注者はこれにより新たな請求をしてはならない。

キ 休憩時間及び休息時間は置賜広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行に関する規則第4条及び第5条を参考とし、業務に支障が無いものとする。

ク 受注者は、施設オーバーホール等により設備の稼働ができない期間の業務については、受入れ業務の他、発注者と協議するものとする。

(2) 中継輸送業務

ア 中継施設で積み込まれたコンテナを千代田クリーンセンターへの輸送する業務。

イ 小国中継施設で受け入れ積み込まれたコンテナを長井クリーンセンター又は、千代田クリーンセンターへの輸送する業務。

ウ 業務要領は、別紙中継施設運転管理要領のとおりとする。

3 費用の負担

(1) 発注者は、中継施設の維持管理に要する光熱水費、燃料費、消耗品費、補修費、及び工具類等を負担するものとする。

(2) 受注者は、輸送業務に際し、10tアームロール装置付き車両3台を配備し、その維持管理の一切を行うものとする。ただし、コンテナに関しては発注者が行うものとする。

(3) 発注者は、受注者に対し休憩室・ロッカー等は無償で貸与するものとし、その清掃は受注者が行い常に清潔に保ち、使用する清掃用具は発注者が負担するものとする。

(4) 施設機器消耗品等の部品交換の場合は、これに要した部品代は発注者が負担する。

なお、特別の場合は別途協議するものとする。

(5) 保守点検作業に要する用具、工具は発注者の負担とする。

(6) 受注者は、受注者の使用する従業員（以下「従業員等」という。）が故意又は過失により委託者の施設等を破損した場合は、受注者の責任において直ちに原形に復さなければならない。

(7) 受注者は、準備期間に係る経費を負担しなければならない。

(8) 受注者は、業務引継ぎ及び指導期間に係る経費を負担しなければならない。

4 安全衛生

(1) 受注者は、従業員等に対し安全及び衛生等に関する教育をしなければならない。

(2) 受注者は、従業員等に対し作業中必ずヘルメット及び安全靴等の保護具を着用させ事故等の防止に努めなければならない。

(3) 受注者は、従業員等の健康状態を常に把握していなければならない。

5 従業員等の配置

受注者は、業務を円滑に遂行するため従業員を適正に配置しておかななければならない。

6 責任者等の選任及び任務

(1) 受注者は、従業員等の内から責任者、代理責任者を定めなければならない。

- (2) 責任者は、中継施設全般についての知識を有し、自ら作業に従事し従業員等を指揮監督する能力を有する者とする。また代理責任者は、責任者を補佐するとともに、自ら作業に従事し責任者不在の場合、その任を負う能力を有する者。
- (3) 責任者は、従業員等を把握し常に発注者と連絡等を密にし、委託業務の管理を行わなければならない。
- (4) 責任者は、作業開始前に当日の内容について従業員等に指示しなければならない。
- (5) 責任者は、中継施設の火気取扱責任者を兼任するものとする。

7 従業員等の配置及び資格

- (1) 受注者は、中継施設を適正に運転維持管理するため、中央操作室での機器監視及び操作員、プラットフォームでの搬入車両誘導・指導及び破碎機操作員、搬出場での車両誘導及び機器操作員、アームロール車3台の輸送業務要員を常時配置するものとする。
- (2) 受注者は、従業員等が休暇等により欠員を生じた場合、業務に支障が生じないよう代替者を配置しなければならない。
- (3) 受注者は、業務を履行するために施設運転要員にあつては次に掲げる資格保有者（複合資格者を認める）を常時配置しておかななければならない。
 - ア 車両系建設機械技能講習修了証を有する者。 1名以上
 - イ 大型自動車運転免許証を有する者。 3名以上

8 受注者は、契約締結後速やかに、次の書類（任意様式）を発注者に提出すること。

- (1) 業務責任者等選任届
- (2) 業務従事者名簿
- (3) 業務従事者が入札公告2(11)の要件を満たす者であることを証明する書類
- (4) 資格者名簿
- (5) その他、発注者が指示する書類

9 受注者は、8の各号に掲げる書類の提出後に記載事項を変更しようとするときは、発注者に書面により届け出なければならない。

10 報告の義務

- (1) 受注者は、業務中に事故等が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、業務終了後中継施設内の火気及び戸締まり等の安全を十分確認の上施錠して職務を離れるものとする。
- (3) 受注者は、発注者の指定する日報等を毎日記録し退庁時まで提出するものとする。

11 作業従事の心得

- (1) 受注者は、業務委託の履行に当たり担当職員と密接な連携をとり、円滑な業務運営ができるようにすること。
- (2) 受注者は、常に品位を保ち規律を守り、礼儀正しく明瞭に従事すること。
- (3) 受注者は、従業員等に対して言語及び態度等に留意して、ごみ搬入者等に対して不快な念を与えないように常に指導すること。

12 非常時の措置

受注者は、業務時間内に於いて非常災害等の緊急事態が発生した場合には直ちに発注者に報告し臨機の措置をとること。

13 盗難・火災及び事故の予防

- (1) 受注者は、中継施設内での盗難防止及び火災防止に努めること。
- (2) 受注者は、中継施設内へ関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、必要がある場合は、発注者に連絡し了解を得るものとし、事故等の無いよう努めること。

14 注意事項

- (1) 受注者は、従業員等の服装を統一して受注者の従業員であることを明確にし、かつ服装を清潔に保つこと。
- (2) 受注者は、中継施設内及びその周辺の清掃を履行し、場内の美化に努めること。
- (3) 受注者は、各所の整理整頓を毎日励行すること。
- (4) 受注者は、発注者の許可無く次の行為をしてはならない。
 - ア 中継施設内の設備機械等の使用。
 - イ 作業に必要でないものなどの中継施設内への持ち込み。
 - ウ 発注者の管理する一切の物品等の中継施設外への持ち出し。
 - エ 中継施設内における物品等の放置。
 - オ 中継施設内において物品の売買行為等。
 - カ その他貸与する設備の改造等。
 - キ 他の施設等への無断出入り。

15 業務委託責任分担について

本業務委託における責任分担の基本的な考え方は、本組合と受注者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の運転管理業務の責任は、原則として受注者が負うものとする。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本組合が責任を負うものとする。また、予想されるリスク及び本組合と受注者との責任分担は、原則として別表に定めるとおりとする。

16 委託料の支払いについて

- (1) 委託料の支払いは、履行期間開始後の令和11年9月1日から令和21年8月31日までの10年間とし、月額を支払いとする。
- (2) 委託料の支払い方法は、10年間の総額（税抜）を10年で除した金額を年額とし、年額を12月で除した金額を月額とする。月額に消費税を加算した金額を請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

17 委託料の変更に係る協議について

委託料変更（増減）の必要性の有無を確認するため、契約期間開始後の毎年6月に発注者受注者が協議を行うものとする。協議内容は主に下記の項目について行い、協議の結果、委託料の変更が必要な場合は、履行期間の委託料に適用することとする。

履行期間開始後については、次年度以降の委託料に適用することとする。

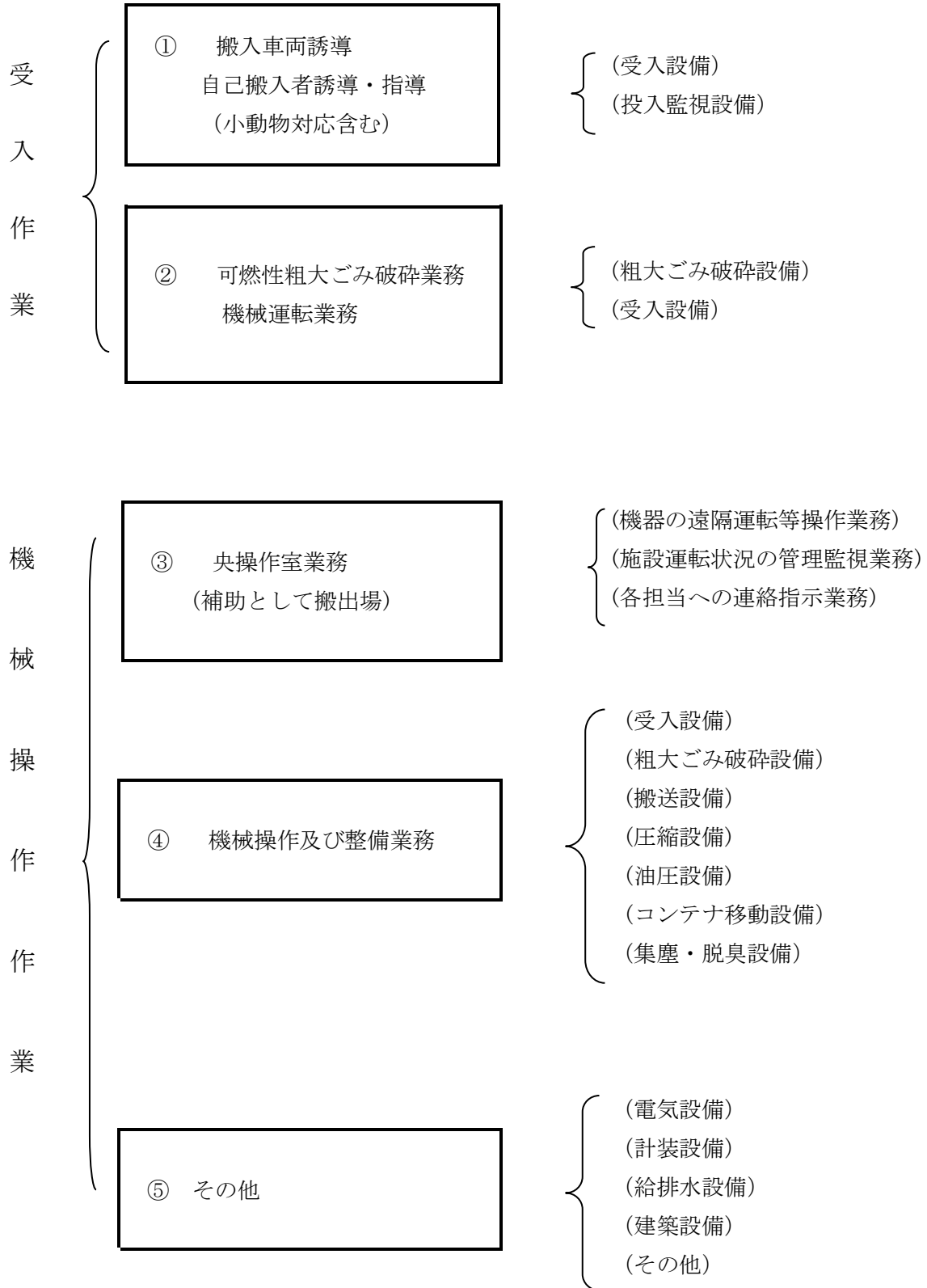
- (1) 労務単価（国家公務員行政職俸給表（二））に基づく適用単価変動の確認
- (2) 軽油単価（長井市契約単価）に基づく適用単価変動の確認

18 その他

本仕様書に定めない事項については、別途発注者受注者協議の上決定するものとする。

1 作業系統

本施設の運転管理は次の系統とする。



2 作業要領

① 投入監視室・可燃性粗大ごみ破碎機操作業務

項 目	作 業 要 領
1 搬入車両誘導 自己搬入者誘導・指導 (小動物対応含む)	(1) 搬入車両の投入可能位置への指示及び誘導 (2) 自己搬入者への分別指導 ※ 長井クリーンセンターごみ受入れ基準による
2 プラットホーム 受入ホッパ 可燃性粗大ごみ 荒物破碎機 投入監視 羽毛布団のピックアップ (リサイクル目的物)	(1) プラットホーム、受入ホッパ、可燃性粗大ごみ 荒物破碎機、投入監視室の点検清掃並びに整理作業 (2) 小動物の対応 (3) 可燃性粗大ごみ破碎作業 (4) 重機運転業務 (5) 防じん用散水弁及び薬剤散布弁の操作 (6) 荒物破碎機及び重機の運転日報、点検日報の作成 (7) 羽毛布団のピックアップ対象は発注者が指示するもの とし、通年作業とするが、煩雑時は作業対象外とする
3 不適物、可燃性粗大 ごみ破碎不適物の監視 及び除去	(1) 受入ホッパ投入前後の危険物、不適物の確認及び除去 (2) 可燃性粗大ごみ破碎不適物の確認及び除去 ※ 詳細は、4及び5に記載のとおり

② 中央操作室業務

項 目	作 業 要 領
1 中央操作室	<p>本作業内容は、本設備が正常に運転されているかを管理し現場担当者よりの運転操作や運転状況の報告を的確に判断して、各現場の担当者への適切な指導を行い、円滑な施設の運転ができるようにしなければならない。</p> <p>(1) 各設備の発停 (2) I. T. V監視 (監視ともに適切な処置を指示) (3) 各設備の電流・電圧値の監視 (監視ともに適切な処置を指示) (4) 警報確認及び処置 (5) 各部署 (管理棟、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設、各現場) との相互連絡 (6) 各計器の指示値、設定値の監視、確認及び操作 (7) 運転日報の作成・管理</p>

③ 機械整備業務

項 目	作 業 要 領
1 受入設備	(1) 受入ホッパ及び開閉装置の保守点検
	(2) エアカーテンの保守点検
2 粗大ごみ破碎設備	(1) 可燃性粗大ごみ破碎機本体の保守点検
	(2) 可燃性粗大ごみ破碎機油圧装置の保守点検
3 搬送設備	(1) 可燃性破碎物搬送装置の保守点検
4 供給設備	(1) ごみ供給装置及びブリッジ解除装置の保守点検
5 圧縮設備	(1) コンパクト装置及びコンテナ引寄離脱装置、固縛装置、クロスバー脱着装置、ゲート装置の保守点検
6 油圧装置	(1) 油圧装置の保守点検
7 コンテナ移動装置	(1) コンテナ移動装置の保守点検
8 集塵・脱臭設備	(1) バグフィルター及び脱臭塔、排風機、空気圧縮機の保守点検
9 報告書	(1) 運転日報・点検日報の作成

④ その他整備業務

項 目	作 業 要 領
1 電気設備	(1) 各電動機及び盤内部の保守点検
2 計装設備	(1) 各計装設備の保守点検
3 給排水設備	(1) 各ポンプ及び配管の保守点検 (2) コンテナ洗浄装置の保守点検 (3) 薬剤散布装置の保守点検 (4) ごみ汚水及びコンテナ接続部洗浄水スクリーンの保守点検
4 建築設備	(1) 各建築設備の保守点検 (2) 排水処理設備の保守点検
5 報告書	(1) 点検報告書の作成

3 中継輸送業務

(1) 車両配備期限等

業務履行開始日である令和11年8月1日まで下記(2)の条件を満たす輸送車両を確保すること。また、車両は新車とし、塗装色は標準色とする。

(2) 配備車両条件

- ア 車両 10tアームロール装置付車両 3台
イ 駆動方式 2軸駆動
ウ 出力 350PS以上
エ 架装形式 新明和工業 CCA810-22E
オ 輸送コンテナ 既設のクロズドコンテナ及びオープンコンテナ

「クロズドコンテナ寸法等」

外寸法	長さ	5,250mm
	幅(後部)	2,450mm
	高さ	2,495mm
重量	3,350kg	

(オープンコンテナは上記外寸法より小型、軽量の仕様)

- カ 付属品 小動物運搬用ステンレス製ボックス(蓋付)を取り付けること
(W700×H300×D500mm)
キ 車両寸法 各施設への搬入、搬出、計量及び格納が可能な車両寸法として、別添、既設車両図面の寸法を超えないこと。

(3) 運転手人員 大型自動車運転免許証所有者

(4) 中継輸送内容

- ア 中継施設からコンテナを運び出し、千代田クリーンセンターまでの輸送業務とする。併せて中継施設に搬入された小動物も同様に輸送するものとする。
(通常1日8～10台のクロズドコンテナ)
イ 小国中継施設で受入れた不燃及び可燃ごみ等を積み込んだコンテナを長井クリーンセンターまたは、千代田クリーンセンターへ輸送する業務。
(通常1日1～2台のオープンコンテナ)
ウ 車両運転日報の作成

(5) 中継輸送所要時間

中継施設と千代田クリーンセンター間

通常1往復 約1時間30分 (コンテナ積み替え・ごみ搬出時間含む)

中継施設と長井クリーンセンター小国中継施設間

通常1往復 約1時間40分 (コンテナ積み替え・ごみ搬出時間含む)

長井クリーンセンター小国中継施設と千代田クリーンセンター間

通常1往復 約1時間45分 (コンテナ積み替え・ごみ搬出時間含む)

(6) 費用の負担

運搬に要する車両の購入費、燃料費及び車両維持費は、全て受注者の負担とすること。ただし、コンテナに関する費用は発注者が負担するものとする。

4 コンパクト装置への投入不適物

分類	詳細品目	予想される影響
危険物（爆発物有毒物） 及び発火物	ガスボンベ、ガソリン、シンナー、灯油の入った容器、農薬、塗料溶剤、化学薬品、酸、アルカリ性液体、アルミ粉、マグネシウム粒等	火災及び人体への影響 焼却不適
電気製品及び金属塊	電気製品、電動機、トランス、エンジン、コンプレッサー、金属棒、型網、網板、金属玉等の球状のもの	機器を損傷する 焼却不適
長尺物	ワイヤーロープ類、電線、金属棒	コンテナの接続・離脱を妨げる 焼却不適
布類	大量の布類及び束ねた物	同上 焼却炉投入不適
摩耗を促進する物	ガラス、砂、コンクリート等	機器摺動面の摩耗を促進する 焼却不適

※機体制約寸法 200×200×600mm未満

5 可燃性粗大ごみ破砕機の処理不適物

木材□200mmを越えるもの	焼却不適
金属類・土石類・その他	破砕機の損傷、焼却不適

※機体制約寸法1000W×2800L×800Hmm未満

別表

置賜広域行政事務組合長井クリーンセンター中継施設運転管理業務委託に係るリスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		発注者	受注者
法令等の変更	委託業務に関する変更	○	
	受注者に関する変更		○
価格変動	人件費及び燃料費等の価格変動	○	○
不可抗力	不可抗力(地震、火災、台風等)に伴う発注者の財産の修復にかかる経費及び業務の変更、中止	○	
	不可抗力(地震、火災、台風等)に伴う受注者の財産の修復にかかる経費及び業務の変更、中止		○
第三者による損害	発注者、受注者の何れにも責任がない第三者の行為によって、発注者の財産に発生した損害	○	
	発注者、受注者の何れにも責任がない第三者の行為によって、受注者の財産に発生した損害		○
第三者等への損害	受注者の故意または過失により第三者・発注者に与えた損害		○
	上記以外	○	

※本表に定めのない事項、または疑義の生じた事項については、発注者と受注者で協議したうえで決定するものとする。